

多治見市自主防災組織 支援事業補助金



地域防災力の向上を目的として、自主的かつ継続的な防災活動を行う自主防災組織に対し、活動に係る経費の一部を補助します。

施行期間

平成30年度から5年間

補助の対象となる自主防災組織

区又は町内会を単位として結成された自主防災組織

補助の対象となる経費・補助率・補助上限額

補助対象経費	補助率	補助上限額
① 防災資機材の購入に要する経費	1/2	150,000円
② 感震ブレーカーの購入に要する経費	2/3	2,000円 × 取付けた世帯数
③ 家具転倒防止器具の購入に要する経費	2/3	500円 × 取付けた世帯数
④ 防災講座・研修会等の開催に要する経費	1/2	50,000円
⑤ 防災訓練の実施に係る消耗品費	1/2	50,000円

! 次の点にご留意ください

- (1) 同一年度内における申請回数は、1組織につき1回です。
- (2) 上記の ① 防災資機材の購入に要する経費の申請は、本補助金の施行期間(5年間)内で、1組織につき1回に限ります。
- (3) 上記の ② 感震ブレーカー及び ③ 家具転倒防止器具の購入、④ 防災講座・研修会等の開催、⑤ 防災訓練の実施に係る消耗品費については、毎年度申請可能です。ただし、感震ブレーカー及び家具転倒防止器具の取付け実績のある世帯は、次年度以降、補助対象外となります。
- (4) 詳しくは、市ホームページ「多治見市自主防災組織支援事業補助金のご案内～補助金申請の手引き～」

(<http://www.city.tajimi.lg.jp/kurashi/bosai/bosai/jisyubousaisoshiki/shienjigyo.html>)をご覧ください。

※組織規約、防災活動計画書及び申請書等の記載例は、補助金申請の手引きに掲載しています。

※申請書等の様式は、企画防災課窓口で配布又は市ホームページからダウンロードできます。